

海外派遣対象者選考規則改正

現行	改正案
<b>第1条 (趣旨)</b>	
この規則は、 <u>一般財団法人日本スポーツ仲裁機構</u> (以下、「 <u>機構</u> 」という。) が、 <u>平成24年度文部科学省委託事業「スポーツ仲裁活動推進事業」</u> への申請を行うに当たり、この事業を受託する場合に備え、海外のスポーツ仲裁・調停機関、スポーツ法を扱う法律事務所その他類似の機関 (以下、「 <u>海外研修先</u> 」という。) に派遣するスポーツ法に造詣のある前途有望な者 (以下、「 <u>海外派遣対象者</u> 」という。) を選考するために必要な事項を定める	この規則は、 <u>公益財団法人日本スポーツ仲裁機構</u> (以下「 <u>当機構</u> 」という。) が、文部科学省委託事業「スポーツ仲裁活動推進事業」への申請を行うに当たり、この事業を受託する場合に備え、海外のスポーツ仲裁・調停機関、スポーツ法を扱う法律事務所その他類似の機関 (以下「 <u>海外研修先</u> 」という。) に派遣するスポーツ法に造詣のある前途有望な者 (以下「 <u>海外派遣対象者</u> 」という。) を選考するために必要な事項を定める
<b>第3条 (委員会の設置及び委員の選任)</b>	
1 代表理事は、 <u>海外派遣対象者選考委員会</u> (以下、「 <u>委員会</u> 」という。) を設置する。 2～3 省略	1 代表理事は、 <u>海外派遣対象者選考委員会</u> (以下、「 <u>委員会</u> 」という。) を設置する。 2～3 省略
<b>第4条 (委員会による選考及びその結果の通知等)</b>	
1 省略 2 委員会は、面接を行い、海外派遣候補者の選考決定を行う。複数の海外派遣候補者を選考する場合には、優先して派遣すべき順に順位 (以下、「 <u>第一次合格順位</u> 」という。) を付け、これを決定に含めなければならない。 3～5 省略	1 省略 2 委員会は、面接を行い、海外派遣候補者の選考決定を行う。複数の海外派遣候補者を選考する場合には、優先して派遣すべき順に順位 (以下、「 <u>第一次合格順位</u> 」という。) を付け、これを決定に含めなければならない。 3～5 省略
<b>第6条 (委員会の任務の終了と報酬)</b>	
1 省略 2 委員には、 <u>1万円</u> に加え、第4条第2項に定める面接への参加回数ごとに <u>1万円</u> の謝金を支払う。	1 省略 2 委員には、 <u>10,000円 (税別)</u> に加え、第4条第2項に定める面接への参加回数ごとに <u>10,000円 (税別)</u> の謝金を支払う。

3 省略	3 省略
制定年月日	
2011年3月8日 代表理事・執行理事の協議により制定 2012年3月13日 代表理事・執行理事の協議により制定	2011年3月8日 代表理事・執行理事の協議により制定 2012年3月13日 代表理事・執行理事の協議により制定 <u>2014年3月7日</u> <u>理事会にて改正</u>